

発議第 4号

「高校・大学教育の無償化」の前進を求める意見書の提出について

このことについて、地方自治法第99条の規定により、裏面のとおり関係行政庁に提出するものとする。

平成26年12月18日 提出

提出者	江差町議会議員	小野寺	真
〃	〃	小林	栄治
〃	〃	折戸	幸博

賛成者	江差町議会議員	小笠原	淳夫
〃	〃	薄木	晴午
〃	〃	若山	明廣
〃	〃	萩原	徹
〃	〃	室井	正行
〃	〃	飯田	隆一
〃	〃	大門	和子

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣

「高校・大学教育の無償化」の前進を求める意見書

2014年4月の高校入学生から「高校無償化」への所得制限が導入されました。これは、「あなたの学びを社会全体で支えます」という「高校無償化」制度の理念を根本からふみにじり、「原則無償」から「原則有償」へと制度を大きく後退させるものです。それは、高校生や父母、国民に対する約束違反であると同時に、政府が2012年に留保を撤回した、中等教育の漸進的無償化を定めた国際人権規約に違反する、世界への約束違反でもあります。

就学支援金の受給に所得証明の提出が義務づけられ、高校生や保護者の新たな負担となり、所得証明の提出が困難な高校生や保護者が就学支援金を受けられないおそれもあり、自治体、学校の事務量が膨大になっています。また、授業料を払う生徒と払わない生徒、就学支援金を受給できる生徒と受給できない生徒が、同じ学校や学級の中で学ぶことになり、各家庭の経済状況が可視化され、生徒を分断し精神的苦痛を与えています。OECD 諸国で高校授業料に所得制限を導入している国はなく、大多数の国々は高校無償化を実現しています。

非課税世帯の高校生に支給される「奨学のための給付金」は実質的な給付制奨学金であり、この間の無償教育を求める運動と世論の成果とすることができますが、その財源が年収910万円以上の世帯の高校生から徴収した授業料であることは大きな問題です。また、「学び直しへの支援」として、高校中退者が再入学した場合、標準修業年限を超えても最長2年まで就学支援金を支給するとしています。しかしながら、病気や留学以外の理由で留年した生徒は含まれていません。すべての高校生の修学を保障し、教育の無償化をすすめていくことが求められています。

日本の「教育機関への公財政支出の対 GDP 比(2010年度)」は3.6%で OECD 諸国の中では4年連続最下位となっています。段階的に OECD 平均並みの5.4%まで引き上げていけば、就学前から大学まで教育の無償化をすすめることが可能となります。一日も早く、公私ともに高校・大学の無償化を前進させ、社会全体で高校生・大学生の学びを支えることが強く求められています。

よって、国会及び政府に対し次の事項を実現するよう強く要請します。

記

1. 国は「高等学校等就学支援金」への所得制限をやめて「高校授業料無償化」を復活すること
2. 国は、所得制限による財源ではなく、教育予算を増やして、高校生・大学生に対する「給付制奨学金」制度をつくること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月18日

北海道江差町議会議長 打越 東亜夫